平成２９年（フ）第２５号
大分県日田市竹田新町１番23号　白梅アパート13号
債務者　中尾　謙一
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第４０６号
広島市西区三篠町２丁目８番１号
債務者　佐内　理恵
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
沖縄県国頭郡恩納村字恩納7441番地　恩納分屯基地内
債務者　川口　昌宏
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第５８号
青森県八戸市城下１丁目32番13号　幸運荘102
債務者　西舘　孝行
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
秋田県能代市明治町13番７号
債務者　湯野澤翔一
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１２１号
茨城県牛久市南２丁目18番地38（グリーンコーポ101号室）、前住所茨城県牛久市田宮２丁目62番地１（コルサム牛久210）
債務者　宮本　峯春
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
千葉県習志野市藤崎２丁目10番５号　クレスト津田沼Ａ202号
債務者　岡坂　　健
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６０号
千葉県習志野市藤崎２丁目10番５号　クレスト津田沼Ａ202号
債務者　岡坂ルミ子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７７号
千葉市中央区新田町２番16―401号
債務者　曽根　憲和
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９４号
千葉県市原市椎津1592番地
債務者　米本　美穂
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９７号
千葉市中央区南町３丁目１番４号　セレナハイム蘇我205号
債務者　石島　智子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１１号
千葉市稲毛区小中台町581番地　雇用促進住宅３棟410号
債務者　笛木　春子（旧姓丹光）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１３号
千葉県船橋市習志野台８丁目33番29号
債務者　菊地　三穂
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４１５号
千葉市花見川区こてはし台４丁目８番19号
債務者　工藤　　愛（旧姓茂野）
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３０号
千葉市中央区星久喜町774番地１　竹柏・貝畑ビル406号
債務者　佐藤麻衣子
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４２号
千葉市花見川区検見川町３丁目370番地16　シティコスモ検見川407号
債務者　永山　朱美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５６号
千葉県市原市ちはら台南５丁目26番地５
債務者　菊地脩太郎
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係